



追加型投信／内外／株式

受益者様資料

データ基準日:2025年4月8日

**ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド  
(予想分配金提示型)**

〈愛称:ロイヤル・マイル〉

**当ファンドの基準価額下落について**

平素より「ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)」をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。  
2025年4月8日、当ファンドの基準価額が前営業日(4月7日)比10%以上の下落となりましたので、ご報告いたします。

ファンド名	基準価額	前営業日比	騰落率
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)	8,043円	-950円	-10.56%

**■基準価額下落の背景となった市況動向等**

4月8日の基準価額に反映される同月4日の米国株式市場は大幅に続落し全面安の様相を呈しました。予想を上回る雇用統計の発表、中国による報復関税の発動、米連邦準備制度理事会(FRB)のパウエル議長による関税が経済に与える影響が大きいというコメント、など様々なニュースが交錯する中、関税問題の影響が引き続き嫌気され、米国株式市場は大幅に下落しました。

**■今後の見通しと運用方針**

足もとの株式市場の混乱の背景には、米国の関税率の引き上げが世界経済のスタグフレーション(景気停滞と物価高の同時進行)を招くとの警戒感があります。短期的には、インフレ再燃に伴う景気減速懸念などから株価の変動性が高まる局面が想定されます。市場が中長期的に落ち着きを取り戻すかは、①米国の追加関税措置とそれに対する各国の対抗措置が出揃い、米国との貿易協定合意に向けた動きがみられること、②米国の景気減速が鮮明となった際のFRBの政策転換(インフレ抑制から景気下支えへ)が焦点になりそうです。

ファンドの基本的な運用方針に変更はありません。今後も市況動向等に十分注意を払い、引き続きコンセプトに沿った運用を継続していく方針です。

※市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

**設定来の基準価額等の推移**

(期間:2021年1月19日~2025年4月8日)



基準価額、基準価額(分配金再投資)は、1万口当たりであり、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

本資料は、当ファンドの運用状況について投資家のみなさまにご紹介するために作成したものです。このため、ファンドの商品性、リスク、お申込みメモなどについては投資信託説明書(交付目論見書)をご確認いただく必要があります。当ファンドの投資対象ファンドの運用は、ベイリー・ギフォード&カンパニーの100%子会社であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。

## 【ファンドの目的】

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## 【ファンドの特色】

**特色1** 長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。

- ・外国投資法人であるペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
- ・投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に拘わらずに、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を行います。

**特色2** 外国投資法人の運用は、ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。

**特色3** 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

**特色4** 毎月の決算日(毎月25日(休業日の場合は翌営業日))の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・原則として、決算日の前営業日の基準価額に依り、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日にかけて基準価額が急激に変動し、以下に記載された分配金額が分配対象額を超える場合等には、当該分配金額としないことや分配を行わないことがあります。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※基準価額が左記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。※分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。※基準価額の値上がりにより、分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える分配金テーブルに該当することによって資金が不足する場合等は、テーブル通りの分配ができないことがあります。※左記表に記載された基準価額および分配金額は、予想に基づくものであり、将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 【ファンドの投資リスク】

基準価額の変動要因: 基準価額は、株式市場の相場変動による組入株式の価格変動や為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券等の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみならずさまに帰属します。したがって、投資者のみならず投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。主な変動要因は、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カンントリー・リスクです。上記は主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【ファンドの費用】 ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

● 購入時[購入時手数料]

購入価額に対して、**上限3.30%(税抜3.00%)**

販売会社が定めます。くわしくは、販売会社にご確認ください。

● 換金時[信託財産留保額]ありません。

● 保有期間中

[運用管理費用(信託報酬)]

■ ファンド: 日々の純資産総額に対して、**年率1.5895%(税抜年率1.4450%)**をかけた額

■ 投資対象とする投資信託証券: 投資対象ファンドの純資産総額に対して**年率0.055%以内**(マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)

■ 実質的な負担: ファンドの純資産総額に対して**年率1.6445%程度(税抜年率1.5000%程度)**

※ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

[その他の費用・手数料] 監査費用、有価証券等の売買委託手数料、投資対象投資信託証券における諸費用および税金等、保管費用、信託事務にかかる諸費用等(その他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません)

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

## 本資料に関するご注意事項等

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 本資料は三菱UFJアセットマネジメントが作成した受益者様資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

■ 設定・運用は

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

三菱UFJアセットマネジメント



三井住友銀行

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社三井住友銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号  
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会